平成２２年（フ）第６４号
山口県周南市住崎町13番24号　末広荘12号、前住所山口県周南市住崎町13番15号　末広荘12号
債務者　石川　辰彦
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第３４５号
東京都稲城市向陽台４丁目２番地みはらしの家Ａ―701号
債務者　植田弦太郎
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１２８９号
埼玉県北本市西高尾３丁目161番地
破産者　アスカ製菓株式会社
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６９７号
埼玉県蓮田市大字閏戸611番地１
破産者　有限会社トータルプランナー
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４６９号
札幌市西区西野８条４丁目482番地23
破産者　有限会社山佐佐藤土建工務店
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４６号
北海道恵庭市白樺町１丁目10番16号
破産者　株式会社山崎ガーデン
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２６３号
札幌市西区発寒14条14丁目２番50号
破産者　株式会社アドカップ
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８号
群馬県高崎市飯塚町772番地
破産者　田中工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第９２号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪6939番地２
破産者　有限会社大槻総業
1　決定年月日　平成22年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第１２０７号
東京都武蔵村山市大南３丁目134番地２
破産者　有限会社クリエイト
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２０８号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1105―315
破産者　冨岡　久泰
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２０００号
神奈川県綾瀬市吉岡東１丁目12番31号
破産者　株式会社タナカ推進
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３号
神奈川県横須賀市ハイランド５丁目14番１
破産者　有限会社慶田電気
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成１９年（フ）第３７１号
長野市大字東和田536番地１　フォーブル東和101、開始決定時の住所長野県上水内郡飯綱町大字牟礼327番地18
破産者　藤瀬　光邦
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６６号
長野市大字長野西町550番ロ号551番合併地
破産者　渡邊商事株式会社
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５号
長野市北長池1909番地16
破産者　株式会社長野木工団地直売所
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
静岡県富士宮市西小泉町34番地の３
破産者　有限会社大内フード
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３４３４号
名古屋市港区藤前５丁目707番地
破産者　有限会社システム豊和
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４９６号
名古屋市中村区名駅３丁目17番34号　ナカモビル
破産者　フロムジャパン有限会社
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１７号
名古屋市中区千代田１丁目５番34号
破産者　株式会社大日電建
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５４８号
愛知県尾張旭市瀬戸川町１丁目184番地
破産者　有限会社ビーイング
1　決定年月日　平成22年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部